

## 「放送ネットワーク整備支援事業」公募要領 (地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)

### 1 放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）の概要

#### (1) 事業内容

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（3）②のとおり。

#### (2) 実施主体

市町村（一部事務組合、広域連合及び市町村の連携主体を含む。）及び第三セクター法人

#### (3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり

#### (4) 交付額

市町村については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに事業費200万円（実施主体が市町村以外の団体の場合は300万円）以上の事業を対象とする。

### 2 応募方法

#### (1) 提出書類

ア 公募申請書

イ 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書（案）【交付要綱 様式第1号】

ウ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱 様式第1号 別紙1第4】

エ 工事概要書【交付要綱 様式第1号 別紙3】

オ 見積書【実施マニュアル資料5-1、資料5-2】

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積で差し支えない。

#### (2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R（1枚）の電子媒体を提出すること。

#### (3) 提出期限・提出先

公募開始の日（平成28年11月4日（金））から、11月25日（金）12:00（必着）までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R1枚を所管する総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

### 3 評価基準・選定方法

#### (1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していること

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

（地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。）

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

等

#### (2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

#### (3) 交付決定

上記（2）で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

#### (4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

### 4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成 28 年 12 月上旬頃 外部有識者等からの意見聴取

12 月中旬頃 内示、交付の本申請

12 月下旬頃 交付決定

### 5 その他

交付要綱、申請マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ（「放送政策の推進」>「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/cable\\_kyoujin.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html)

に掲載。（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）

### 6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載されている「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。